

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(予定死亡率)</p> <p>1-8 例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部から5年に1度公表される生命表(以下「国民生活表」という。)に基づく死亡率(合理的に補正したものを含む。)は、法令第159条第1項第4号ロ<適正な年金数理>の合理的に計算されている予定死亡率(以下「予定死亡率」という。)として取り扱う。</p>	<p>(予定死亡率)</p> <p>1-8 例えば、厚生省大臣官房統計情報部から5年に1度公表される生命表(以下「国民生活表」という。)に基づく死亡率(合理的に補正したものを含む。)は、法令第159条第1項第4号ロ<適正な年金数理>の合理的に計算されている予定死亡率(以下「予定死亡率」という。)として取り扱う。</p>